

論文式試験問題集〔倒産法〕

〔倒 産 法〕

〔第1問〕（配点：50）

次の【事例】について、以下の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和8年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事 例】

A社は、主に中小出版社を取引相手として書籍等の印刷を行うことを業とする株式会社である。A社の業績は、近年、社会のデジタル化の進展により急激に悪化し、令和4年以降、紙やインクの仕入先への支払が滞りがちになっていた。A社は、メインバンクであるB銀行からの借入金（以下「本件借入金」という。）につき分割払が遅滞していたことから、令和6年11月20日、約定に基づき本件借入金の全額について期限の利益を喪失した。期限の利益喪失時の本件借入金の残高は2億円であった。A社は、B銀行に、本件借入金について、返済を猶予してもらえないか、また、令和4年より前から預け入れていた定期預金1000万円（以下「本件定期預金1」という。）との相殺も控えてもらえないか、内々に相談した。

相談を受けたB銀行は、A社が本件借入金を返済できるようになる見通しも立たない財務状況であったことを踏まえ、令和6年12月10日、①A社が印刷代金を回収する際の振込口座としてB銀行の当座預金口座を指定すること、②振り込まれた印刷代金の半額を一定期間ごとに定期預金に振り替える（以下、振替後の定期預金を「本件定期預金2」という。）ことを条件として、当面は本件借入金の請求及び本件定期預金1との相殺を控える旨を提案し、A社は、同日、これに応じた（以下「本件合意」という。）。なお、本件合意は、B銀行が事実上本件借入金の返済等を猶予したものに過ぎず、A社に期限の利益を付与するものではなかった。

A社は、本件合意後、ますます支払に窮するようになり、仕入先からも現金による即時決済でなければ取引に応じてもらえなくなった。

A社は、令和7年2月15日、印刷用の紙を仕入れる必要が生じたが、即時決済をするための手持ちの現金がなかったことから、代表者同士が懇意にしていた同業のC社に対し、窮状を訴えて借入れを懇請した。C社は、令和4年より前にA社に貸し付けた50万円（以下「従前貸付け」という。）の返済が全額遅滞している状況にあったものの、A社の窮状を見かねて、令和7年2月16日、同年3月5日までに返済するよう述べた上で、A社に対して100万円を貸し付けた（以下「本件貸付け」という。）。A社は、同年2月17日、本件貸付けに係る100万円の現金でもって印刷用の紙の仕入れを行った。

A社は、令和7年3月5日、取引先から、印刷代金150万円を現金で回収して、同現金により、C社に対し、従前貸付け50万円及び本件貸付け100万円の合計150万円を弁済した（以下「本件弁済」という。）。なお、C社は、A社が本件借入金について期限の利益を喪失していること、仕入先に対する買掛債務の支払が滞っていること、これらに対する支払能力がないことも知った上で、本件弁済を受けたものであった。

A社では、従業員に対する給与の支給日は翌月1日とされていたが、令和7年4月分が全額

未払となっており、同年5月分についても支払の見通しが立たなかったため、同年5月31日、A社の従業員全員が退職した。A社は、同年6月1日、A社のかつての代表者Dに対し、退職した従業員らに対する未払給与の立替払をしてもらえないか懇請した。Dは、退職した従業員らの生活を案じて、4月分及び5月分の未払給与合計200万円についてDが一旦立て替えることを了承し、同年6月3日、A社の代わりにこれを支払った（以下「本件立替払」という。）。

A社は、令和7年6月10日に破産手続開始の申立て（以下「本件申立て」という。）を行い、裁判所は、同月18日、破産手続開始の決定（以下「本件開始決定」という。）をし、破産管財人として弁護士Xを選任した。

本件開始決定時において、A社に公租公課の滞納はなく、本件借入金の残高は2億円であり、A社の定期預金の額は、本件定期預金1が1000万円、本件定期預金2が800万円の合計1800万円であった。

【設 問】以下の1から3については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

- 1 Xは、B銀行に対し、預金契約に基づく払戻請求権の行使として、本件定期預金1及び本件定期預金2の支払を求めることができるか否かについて、考えられるB銀行の主張及びXの主張も踏まえて論じなさい。なお、払戻請求時において、本件定期預金1及び本件定期預金2は、いずれも満期が到来していたものとし、利息及び遅延損害金については考慮する必要がないものとする。
- 2 Xは、C社に対する本件弁済を否認できるか否かについて、考えられるC社の反論も踏まえて論じなさい。
- 3 Dが、本件立替払としてA社の元従業員らに支払った200万円を破産財団から回収するには、どのような請求権に基づき、どのような方法で行うのが適切かについて、そのように考える理由とともに論じなさい。

【第2問】（配点：50）

次の【事例】について、以下の設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、令和8年1月1日現在において施行されている法令に基づいて答えなさい。

【事 例】

A社は、リゾートホテルとレジャー施設を運営する株式会社である。A社はもともと温泉旅館を営んでいたが、A社の代表取締役Bの方針で温泉旅館をリゾートホテルに建て替えてリゾートホテル事業を運営し（以下「ホテル事業」という。）、また、近隣の土地を取得してレジャー用の建物を建設し、レジャー施設の運営もしてきた（以下「レジャー施設事業」という。）。

レジャー施設事業は、老朽化したレジャー施設の人気低迷、維持管理費用の増加等の原因から赤字が続いていた。さらに、ホテル事業も、令和2年頃から、新型の感染症の影響によりホテル利用者が減少し、業績が悪化していた。A社は、令和6年に赤字であったレジャー施設事業を廃止し、レジャー施設を閉鎖して（以下、閉鎖後のレジャー施設を構成する土地建物を「本件不動産」という。）、ホテル事業に集中した。しかし、ホテル利用者数の回復には至らず、資金繰りが悪化したことから、A社は、令和7年3月15日に再生手続開始の申立てを行い、同月31日に再生手続開始の決定を受けた。

A社は、スポンサーの支援によりホテル事業の再生を図るため、スポンサー選定の手続を進め、ホテル運営のコンサルティング業を行うC社をスポンサー候補とした。A社及びC社は、協議の結果、C社には旅館業の許可がないことから、ホテル事業の運営は、引き続きA社が行う方針を決定した。これを受け、C社から1億円の出資による支援を行う旨の意向が表明され、その際、C社は、本件不動産の維持管理には、月額約300万円の費用が必要となることから、本件不動産の売却を支援の条件とした。A社は、本件不動産の売却を進め、買受希望額1億円を提示してきたD社との間で、本件不動産に設定された抵当権の抹消を条件とする不動産売買契約を締結した（以下「本件売買契約」という。）。

A社は既に債務超過の状況にあり、C社のスポンサー支援を前提に再生計画案の作成を検討しているが、C社の1億円の支援額では債務超過を解消することはできず、再生債権者に対して債務免除を要請せざるを得ない状況にある。

【事 例（続き・1）】

本件不動産には、甲銀行の第1順位の抵当権及び乙信用金庫の第2順位の抵当権が設定されており、再生手続開始時点で甲銀行の被担保債権額は7500万円、乙信用金庫の被担保債権額は5000万円であった。A社は、本件売買契約の売買代金1億円は妥当な金額であると考え、甲銀行に7500万円全額、乙信用金庫に2500万円を弁済するのと引換えに抵当権の抹消を要請していた。

これに対し、甲銀行は抵当権の抹消に同意したが、乙信用金庫は、本件不動産は建物解体撤去費用を考慮しても住宅地に転用が可能な物件であり、市況を見ながら時間をかけて売却を進

めれば、1億2500万円以上の値段で売却することも可能であると考え、抵当権の抹消に同意せず、双方協議が進展しなかった。そこで、A社は、本件不動産について裁判所に担保権消滅許可の申立てを行った。

〔設問1〕

A社の担保権消滅許可の申立てが認められるかについて、A社の主張及びこれに対する乙信用金庫からの反論も踏まえて論じなさい。

【事 例（続き・2）】

A社の資本金は5000万円である。A社の発行済株式総数は2000株であるが、このうち、Bが1200株、Bの姉が600株、近隣の温泉旅館10社が各20株の株式を保有している。Bの姉はBの従来の経営方針に反発があり、近隣の温泉旅館10社はA社の経営にはあまり関心を示していない。

A社は、発行済株式総数2000株全てを既存の株主から取得し、株式全部の消却を行い、資本金5000万円の減少を行うとともに、新たに普通株式1株につき金5万円で普通株式2000株の募集を行い、C社に全ての普通株式を引き受けさせて1億円の払込みを受けることにより、株主の交代と減増資を図る方法を検討している。

〔設問2〕

A社は、【事例（続き・2）】記載の株主の交代と減増資を行うため、民事再生法上どのような手続を採ることができるか。また、その手続が民事再生法に設けられた趣旨について、再生手続における株主の地位を踏まえて説明しなさい。なお、定款変更は必要がないものとする。

【事 例（続き・3）】

E社は、創業40周年記念パーティーを令和7年4月7日に開催するため、同年3月1日付けでA社との間でホテルの宴会場を利用する旨の契約を締結し（以下「本件利用契約」という。）、契約時に料金500万円の一部200万円を支払っていた。ところが、A社は、再生手続開始直後の混乱からパーティーを催行するのに必要な食材や人材等を確保できなかったため、同年4月3日付けで本件利用契約を解除した。その後、E社は、裁判所から再生債権届出書が送付されてきたことから、A社に対する本件利用契約の解除による既払料金200万円の返還請求権を再生債権として、債権届出を行った。A社は、E社の債権届出額全額を認め、再生手続においてE社の再生債権額が200万円に確定し、このことを前提に再生計画案を作成した。再生計画案によれば、再生債権の5パーセント相当額を弁済するものとされていた。A社の再生計画案は、裁判所により決議に付する旨の決定がされ、可決された。裁判所は、再生計画認可の決定をし、同決定が確定したが、その後、E社は、既払料金200万円の全額の支払をA社に対して求めてきた。

〔設問３〕

E社のA社に対する既払料金２００万円全額の返還請求が認められるかについて、E社の主張と、これに対するA社からの反論にも言及しつつ論じなさい。

論文式試験問題集〔租 税 法〕

〔租 税 法〕

〔第1問〕（配点：50）

個人Aは、労務管理や経理等の業務に係るシステムの開発を主たる事業とする株式会社B（以下「B社」という。）で、約10年間、ITエンジニアとしてソフトウェアの開発に従事し、令和元年12月末日付けでB社を退職した。その後、Aは、不動産の売買、賃貸、仲介等を事業目的とする株式会社C（以下「C社」といい、その事業年度は暦年である。）の代表取締役であり、その発行済株式の全部を有する個人Dから、C社の経営をDと共に担い、C社の各種業務のIT化を牽引してほしい旨の要請を受け、令和2年4月1日付けでC社の代表取締役に就任した。それ以来、Aは、平日はほぼ毎日出勤し、C社から役員給与として毎月末に50万円の支払を受けている。なお、AとDは、約10年前から内縁関係にあり、生計を一にしている。また、C社は、その資本金の額は1000万円で、約30人の従業員を雇っており、各事業年度に800万円程度の所得を得ている。

C社は、中小企業のIT化支援を目的とする国の補助金の交付を申請し、令和3年1月に150万円の補助金交付決定を受けた。C社は、交付の条件に従い、同月中に300万円を支払ってソフトウェアを購入して事業の用に供し、同年2月に上記補助金の交付を受けた。なお、上記補助金は、返還を要しないことが令和3事業年度末までに確定している。

Aは、C社からの役員給与以外にも収入を得たいと考え、令和4年1月、C社の許可を得て、C社での業務に支障のない範囲で、注文を受けて、ソフトウェアを創作し提供する業務（以下「本件ソフトウェア業」という。）を始めた。本件ソフトウェア業において、Aは、Dが所有する建物を賃借して本件ソフトウェア業専用のオフィス（以下「本件オフィス」という。）とし、B社から受け取った退職金と銀行からの借入金を原資として機材や備品、消耗品等を取りそろえる一方で、従業員を雇わず、主に平日の夜間や週末等にソフトウェアの創作等の業務を行っている。本件ソフトウェア業において、Aは、顧客との間で締結した業務委託契約に基づき、顧客の要望に応じたソフトウェアを創作し、完成したソフトウェアとこれに係る著作権を保持した上で、顧客がクラウド上で当該ソフトウェアを利用することを許諾し、所定の対価の支払を受けている。なお、創作されたソフトウェアは、全て業務システム用のものであり、「プログラムの著作物」（著作権法第10条第1項第9号）に該当し、その著作権は創作者に帰属する。

令和4年中の本件ソフトウェア業に係る受注は10件程度で、その売上げの額が諸費用の額を僅かに上回るのみであったが、積極的なインターネット広告の効果もあり、令和5年には、受注件数は約20件に、売上げの額は約2000万円に達した。令和6年から令和7年にかけて、本件ソフトウェア業に係る受注件数と売上げの額はいずれも増加傾向にあり、他方、本件ソフトウェア業に係る諸費用の額は、令和5年以降の各年とも約500万円（後述の外注費を除く。）である。なお、Aは、令和4年分の所得税の確定申告に際し、開業の届出（所得税法第229条）を行った。

Aは、個人Eから受注して令和5年にソフトウェアを創作し、同年からEにその利用を許諾していた。Aは、Eの了解を得て、令和6年12月、当該ソフトウェアに係る著作権（その時価は400万円である。）を100万円でC社に譲渡する契約を締結し、C社からその全額の支払を

受けた。

A及びC社は、双方の顧問を務める税理士からの助言に従い、Dの同意を得て、令和7年1月以降の前記業務委託契約に係る受注について、AがC社に対し、ソフトウェアの創作等に係る業務を再委託して外注費を支払う旨合意した。もっとも、この合意について書面は作成されず、再委託業務の範囲や条件等に関する特段の取決めもされなかった。また、当該ソフトウェアの創作等の業務は、実際には、令和6年以前と変わらず、Aが本件オフィスにおいて一人で行っていた。Aは、令和7年1月に前記業務委託契約の下でB社から受注して創作したソフトウェアを、同年中にB社の利用に供した。Aは、B社からの上記受注分につき、上記合意に基づく外注費として、C社に対し、90万円を支払った（C社は同額を令和7事業年度の益金の額に算入した。）。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、理由を付し、根拠条文がある場合はそれを明記しなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考慮しないものとし、事案中の年月日にかかわらず、令和8年1月1日現在において施行されている法令に基づいて解答しなさい。

なお、本件ソフトウェア業における取引は、「リース取引」（所得税法第67条の2第3項）には該当しないものとする。

〔設 問〕

- 1 C社が交付を受けた補助金とこれに係るソフトウェアの取得に関し、C社にとって一般に有利となる法人税法上の処理について説明しなさい。
- 2 Aは、令和4年以降の各年分の所得税の確定申告に際し、本件ソフトウェア業から生ずる所得をどの種類の所得とすべきか。
- 3 AがC社に対して行った著作権の譲渡は、令和6年分のAの各種所得の金額及び総所得金額の計算上、それぞれどのように扱われるべきか。低廉な対価による譲渡との関係で、Aの各種所得の金額の計算上の扱いを定める所得税法の規定の趣旨に言及して、述べなさい。なお、著作権の取得費及び譲渡費用はいずれも0円であり、Aの所得又は損失は、問題文に示されたもの以外にはないものとする。
- 4 所得の金額の計算上、必要経費を控除する制度の趣旨と、控除されるための要件を述べた上で、Aが支払った費用の額（いずれも通常額である。）に関する以下の各問に答えなさい。なお、債務がいずれの年に確定したかについては論じる必要はない。
 - (1) ① Aは、各種所得の金額の計算上、C社に対して支払った外注費の額を必要経費の金額に算入しようと考えている。Aの立場に立って、これを正当化する主張を行いなさい。
 - ② 前記①のAの主張に対して、所轄税務署長の立場から考えられる主張を行いなさい。ただし、所得税法第45条第3項及び同法第157条第1項の適用については考慮しないものとする。
 - (2) 本件オフィスに係る賃料の額を必要経費として控除することは、所得税法第56条の適用によって否定されるか。

(参照条文)

所得税法施行令

(減価償却資産の範囲)

第6条 法第2条第1項第19号(定義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。

一 ～ 七 (略)

八 次に掲げる無形固定資産

イ ～ リ (略)

ヌ ソフトウェア

ル ～ ネ (略)

九 (略)

(短期譲渡所得の範囲)

第82条 法第33条第3項第1号(短期譲渡所得)に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一 自己の研究の成果である特許権、実用新案権その他の工業所有権、自己の育成の成果である育成者権、自己の著作に係る著作権及び自己の探鉱により発見した鉱床に係る採掘権の譲渡による所得

二、三 (略)

(時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲)

第169条 法第59条第1項第2号(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。

法人税法施行令

(減価償却資産の範囲)

第13条 法第2条第23号(定義)に規定する政令で定める資産は、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。)とする。

一 ～ 七 (略)

八 次に掲げる無形固定資産

イ ～ リ (略)

ヌ ソフトウェア

ル ～ ナ (略)

九 (略)

〔第2問〕（配点：50）

Aは、あるビルの1階を店舗として賃借し、長年「B」の屋号で、個人事業主として寿司屋（以下「B店」という。）を営んできた（以下「本件事業」という。）。Aは、青色申告の承認を受け、本件事業から生じる所得につき、青色申告書を提出して確定申告をし、毎年多額の所得税を納付していた。また、Aは、幼なじみのCに頼まれ、Cが主たる株主で、代表取締役でもある同族会社D（以下「D社」という。）の非常勤取締役を平成22年4月から務めていた。もっとも、Aは、D社において、取締役会に1年に1回、特に発言もせずに出席する程度の業務しか行っておらず、報酬を受け取っていなかった。

Aは、令和3年2月頃に体調を崩したことから、本件事業に注力するため、D社の同年3月期（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度をいい、他の事業年度も同様に表記する。）の末日に非常勤取締役を辞任した。Aの辞任に際し、Cは、Aが暗号資産取引に興味を示していたこともあり、Aに対し、役員退職慰労金として、D社がE暗号資産取引所（以下「E取引所」という。）に設けていた暗号資産取引口座にある暗号資産（資金決済に関する法律第2条第14項に規定するものであり、以下「本件資産」という。）200単位を譲渡することを打診した。Aは、同年4月10日、本件資産をD社から譲り受けることを内諾し、E取引所に自己名義の暗号資産の取引口座を設けた。同月16日、D社の株主総会において、Aに対し、役員退職慰労金として本件資産200単位を譲渡することが決議されたが、Aに対する本件資産の譲渡が不相当に高額な役員退職給与に該当するのではないかと懸念されたため、D社の帳簿書類上は、取引先Fに対して販売手数料を暗号資産で支払ったものとして処理することとされた。同日、E取引所において、D社の取引口座からFの取引口座を経由し、Aの取引口座に本件資産200単位が移された。同日における本件資産の価額（時価）は、1単位当たり10万円であり、D社の帳簿書類上その原価の額は、1単位当たり1万円であった。

Aは、令和4年夏頃に更に体調が悪化し、本件事業の継続が困難になったため、同年12月末日限りでB店を閉じて静養することにした。本件事業は、同月24日の最終営業日まで好調であり、そのため、令和4年分のAの所得税額も200万円程度になった。Aは、顧客Gが同月15日にB店で実施した忘年会の代金20万円（以下「本件売掛金」という。）を、同月末日までに回収できていなかったが、同額を令和4年分の本件事業に係る総収入金額に算入した。Aは、上記忘年会後は音沙汰のなかったGから本件売掛金を回収するため、令和5年6月30日、Gの自宅に赴いた。しかし、Gは令和5年に入って仕事を失い、高齢で再就職のめどが立たず、資産もないため、本件売掛金を全く支払うことができず、今後も支払の見込みがない状況であった。

B店の従業員であったHは、Aの許しを得て、令和5年2月、かつてAが賃借していた店舗を新たに賃借し、「B」の屋号を用い、個人事業主として寿司屋を開業した。Hは、税務に関する知識が乏しく、青色申告承認申請を行っていなかったが、令和5年分の所得税につき、Aが行っていたように青色申告書により確定申告を行った。Hは、令和6年分及び令和7年分についても同様に確定申告を行ったが、所轄税務署から何も指摘を受けなかった。ところが、Hは、令和8年4月、所轄税務署による調査を受け、調査担当者から、いわゆる白色申告を前提とする修正申告をするよう勧奨された。Hがこれを拒否したため、所轄税務署長は、同年7月、令和5年分から令和7年分のHの所得税について、白色申告を前提とする増額更正処分をした。

以上の事案について、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、理由を付し、根拠条文がある場合はそれを明記しなさい。ただし、租税特別措置法の適用は考慮しないものとし、事案中の年月日にかかわらず、令和8年1月1日現在において施行されている法令に基づいて解答しなさい。

〔設 問〕

- 1 D社がFの取引口座を経由してAに移した本件資産につき、D社の令和4年3月期の所得の金額の計算上、益金の額と損金の額に算入すべき額をそれぞれ答えなさい。ただし、法人税法第55条第3項及び同法第132条第1項の適用はないものとして解答しなさい。
- 2 本件売掛金について、Aの所得税額の計算上どのように取り扱われるか。Aが行うことができる所得税法上の手続と併せて説明しなさい。
- 3(1) 所得税法における青色申告制度の趣旨について、簡潔に説明しなさい。また、AがB店を閉じたことにより、青色申告の承認の効力がどうなるかについても説明しなさい。
(2) Hは、青色申告として提出した令和5年分以降の所得税の確定申告書につき、所轄税務署長が何ら問題とすることなく受理しておきながら、令和8年7月になって増額更正処分をすることは信義則（民法第1条第2項）に反すると考え、その旨を増額更正処分の取消訴訟で主張しようと考えている。この主張の当否について論じなさい。

論文式試験問題集〔経 済 法〕

【経 済 法】

【第1問】（配点：50点）

A社は、家庭用及びオフィス用の電子機器を製造する電子機器メーカーである。A社が製造する電子機器のうち、オフィス向けに製造され、特定の事務処理を専門に行う電子機器甲（以下「甲」という。）は、販売代理店を通じてユーザーである企業に販売され、メンテナンス等も販売代理店により行われている。甲を製造する事業者はA社のみであるが、甲と機能及び効用が類似したパソコン用ソフト（以下「甲型ソフト」という。）を製造するA社以外の者も複数存在し、甲と甲型ソフトを併せた市場におけるA社のシェアは25パーセントである。なお、甲型ソフトを利用するには周辺機器も必要になるが、それらの周辺機器は汎用機器である。甲の方が甲型ソフトよりもユーザーにとっての利便性は高いが、甲型ソフトの導入に必要な全費用は、周辺機器の購入費用を含めても、甲よりも安価であるため、新規ユーザーの大多数は甲型ソフトを選択している。他方で、甲の既存ユーザーは、甲の機能を極めて高く評価しており、甲型ソフトへの移行には新たな使用手順の習得が必要で、データ移行にも非常に手間がかかるという事情から、その価格差にもかかわらず、買換え期において甲から甲型ソフトへ移行するユーザーは少数にとどまっている。

甲の販売代理店は、甲の販売先であるユーザーを顧客登録して管理し、ユーザーの仕様に合わせたカスタマイズ作業や、操作指導、メンテナンス等のアフターフォローを行っている。また、甲を使用するとユーザーのデータが蓄積されるが、ユーザーが買換えを行う際には、甲を販売した販売代理店がデータを移行させる作業を行っている。なお、A社は甲の販売代理店に対して販売促進のため、卸価格の3パーセントを払い戻す、いわゆるリベートを提供している。

甲は、新規ユーザーが極めて少なく、買換え需要がほとんどのため、甲の需要は頭打ちの状況にある。そのため、甲の販売代理店の中には、安値売り込み等によって、ユーザーに対して他の販売代理店からの変更を働きかける者もいる。このため、甲の多くの販売代理店は長年フォローしてきた顧客が奪取されることを懸念し、A社に対して販売代理店の変更を伴う販売活動について何らかの制約を加えるよう求めている。

これに加えて、以下の設例のような事情があったとする。なお、【設例1】と【設例2】はそれぞれ独立している。

【設例1】

こうした甲の販売代理店の要望を受け、A社で検討したところ、甲の販売活動の中でも安値売り込みが販売代理店の変更の主たる原因だと考えるに至った。A社は、従来の販売価格の水準でもユーザーの需要は十分に確保できていたにもかかわらず、安値売り込みを行うことは甲の販売代理店をいたずらに疲弊させるだけだと判断した。そこで、A社は、それを防ぐため、従来の販売価格の水準で推奨価格を設定し、それを下回る価格での甲の販売を行った販売代理店には従来支払っていた3パーセントのリベートを支払わないとの方針を決定し、これを甲の販売代理店に通知した。その後、安値売り込みを行っていた甲の販売代理店の多くは、推奨価格を下回る価格での甲の販売を行わなくなった。

【設例 2】

こうした甲の販売代理店の要望を受け、A社では以下の(1)ないし(3)の方針を決定し、これを甲の販売代理店に通知した。

- (1) 販売代理店が、甲の売り込みを行い、他の販売代理店の登録顧客と新たに取り引することとなる場合、当該売り込みを行った販売代理店は、契約を締結する前に、当該登録顧客から、販売代理店の変更を希望する理由を記載し、署名捺印した書面を提出してもらい、これをA社に提出し、A社の販売責任者の確認の通知を待って甲を販売するものとする。なお、この確認の通知は、書面の提出から3日以内に行うものとする。
- (2) A社は、当該登録顧客がもともと取引していた甲の販売代理店に対し、当該書面に基づきユーザーが述べる変更希望理由を説明する。
- (3) 書面の提出なしに他の販売代理店の登録顧客に甲を販売した場合は、通常の場合に認められていた3パーセントのリベートを支払わない。

A社は、この方針を実施するに当たり、甲の販売代理店に対して、「ユーザーから変更を希望する理由を明示してもらえれば、当該ユーザーの登録先の販売代理店に対してその理由を説明することができ、それによってサービス内容の向上が期待できる。」と述べた。

なお、A社が方針を策定する段階での調査過程で、ユーザーの中には書面の提出を煩わしいと思う者が多数存在することが判明している。他方で、他の販売代理店との契約の締結前に変更を希望する理由の説明を受けることができれば、他の販売代理店からの売り込みに対抗するため、新たな価格提示等の対応策を迅速に打ち出せると考える甲の販売代理店が多数いる。

【設 問】

【設例 1】と【設例 2】におけるA社の行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）上の問題点を分析して検討しなさい。

〔第2問〕（配点：50点）

【設 例】

化学製品甲は、日用品や工業用機械などに広く用いられ、汎用性が高く、差別化されていない製品である。日本国内における甲の主要なメーカーは7社（以下「7社」という。）であり、それぞれの甲の国内市場向け販売シェアは、A社が30パーセント、B社が20パーセント、C社が20パーセント、D社が15パーセント、その他3社と輸入の合計が15パーセントとなっている。甲の輸入は従来2パーセント未満であったが、近年、安価な輸入品が増加してきている。その他3社の甲の製造設備は小規模なものであり、生産を拡大する余力はない。

原材料として甲の製造に必要である化学物質 α は、国内では主要10社によって製造されている。 α は、物質特性上、長時間の輸送が難しく、かつ、国産の α が高品質であるため、輸出入はほとんどない。 α のほとんどは、甲の製造に用いられており、他製品の製造に転用される可能性は技術的理由から限られている。このため、主要10社は、製造した α のほぼ全量を7社に供給している。

7社のいずれにおいても、 α の購入費用は、甲の製造費用の80パーセント程度を占めており、甲の製造費用は製品価格の60パーセントから70パーセント程度となっている。

甲の市況価格は堅調に推移していたが、近年、世界的に供給が増加しており、それに応じて国内価格の低下も続いている。これに対して、 α の価格は上昇基調で推移している。このため、7社の間では、甲の製造費用の80パーセント程度を占める α の価格引下げを望む声が高まっていた。

(1) 前記事情に鑑み、令和2年5月以降、B社とC社は、B社の提案に基づいて、 α 購入の合理化について協議を重ね、 α の購入に当たり、次の方針①及び②を採用することを合意した。

方針① α の供給者との取引交渉をB社に統合（一元化）し、B社が、B社及びC社の α の購入希望数量を集約し、集約した購入希望数量を確保しながら、複数の供給者から最も合理的な供給者を選択し α を購入する。

方針② B社及びC社の前年度の平均購入価格（以下「目標上限値」という。）以下の価格で各供給者と交渉する。

B社及びC社は、かかる方針に基づいて α の購入を試みたが、ほとんどの取引において、「目標上限値」以下の価格で α を購入することはできなかった。

(2) そこで、令和2年9月、B社の調達責任者は、C社の調達責任者と相談の上、A社の調達責任者を訪ね、方針①及び②について説明し、これらの方針に同調するよう依頼した。A社の調達責任者は、「目標上限値」がA社にとっても有利であったことから、方針②の「目標上限値」以下の価格で各供給者と交渉することについてはその場で同調する意思を示したが、方針①の取引交渉の一元化については、社内調整が困難であることを理由に参加しない旨を伝えた。

A社は、同年10月以降、方針②に基づき各供給者との交渉を開始している。

その後、A社、B社及びC社は、大多数の取引について「目標上限値」以下の価格で α を購入するに至っている。

なお、A社、B社及びC社は、甲の製造・販売については、従来どおりそれぞれ独自に行っている。

- (3) 令和2年12月頃、C社においてたまたま前記(1)及び(2)の取組を知っていた担当外の従業員は、個人的に親しかったD社の調達責任者との私的な会食中、D社の調達責任者が、甲製品の価格が低迷しているためD社も苦勞していると語ったことを受けて、A社、B社及びC社が、方針②に基づいて「目標上限値」以下の価格で各供給者と α の購入交渉を行い、成功していることを伝えた。

D社は、従来、B社及びC社が定めた「目標上限値」を上回る価格で α の購入交渉を行っていたが、前記C社の従業員の話聞いた後、「目標上限値」以下の価格で α の購入交渉を行ったとしても供給者を失うことはないと考え、令和3年1月以降、各供給者と「目標上限値」以下の価格で α を購入する交渉を行い、そのうち相当数は成功している。

〔設 問〕

前記【設例】の(1)ないし(3)の各段階における各社の行為が独占禁止法上どのように評価されるかを論ぜよ。

論文式試験問題集 [知的財産法]

【知的財産法】

〔第 1 問〕（配点：50）

光学フィルム用合成樹脂の開発、生産、販売等を業とする中小企業 X 1 社の従業員 Z は、X 1 社の社長の指示で新たな合成樹脂の研究開発業務に従事し、従来技術にない画期的な発明（以下「本件発明」という。）を完成させた。X 1 社の職務発明規程には、従業員が職務発明を完成させた場合にはその内容を X 1 社に報告すること、X 1 社がその職務発明について特許を受ける権利を承継するか否かを検討し、これを承継すると決定した場合には、その旨を従業員に通知した時点で X 1 社が特許を受ける権利を承継することが定められていた。この職務発明規程は従業員に開示されており、Z もその内容を知っていたものの、その策定に対する事前関与はなかった。X 1 社による一方的な定め不満を持っていた Z は、X 1 社が本件発明に係る特許を受ける権利の承継について検討している最中に、この権利を X 2 社に譲り渡した。その後、X 1 社はこの権利を承継する旨を決定し、これを Z に通知した。

X 1 社は、Z からの報告内容に従って、本件発明について特許出願を行った。特許請求の範囲には、「A、B、C 及び D の中から選ばれる少なくとも 1 種のアクリル樹脂と、分子量 600 以上の紫外線吸収剤を含む樹脂組成物」と記載されている。しかし、明細書の発明の詳細な説明欄には、紫外線吸収剤の分子量について、これを 558 としたものでは本件発明の作用効果が得られないものの、これを 656 としたものではその作用効果が得られた旨の実験結果のみが記載され、それ以外の分子量については実験を行った旨の記載がなく、600 という数値は Z が任意に定めたものであった。一方、X 2 社も、X 1 社の出願日より後に、特許請求の範囲を同じくする特許出願を行ったところ、X 1 社による出願を先願として特許法第 39 条第 1 項によりその出願は拒絶された。そして、X 1 社には、本件発明について特許権（以下「本件特許権」という。）が付与された。本件特許権の設定登録日は令和 5 年 8 月 25 日、特許公報の発行日は同年 11 月 10 日である。

他方、同じく合成樹脂の開発、生産、販売等を業とする Y 社は、令和 5 年 10 月 23 日以降、「アクリル樹脂 A 及び C と、分子量 599 の紫外線吸収剤を含む樹脂組成物」（以下「Y 製品」という。）の製造販売を行っている。これを知った X 1 社が Y 製品を分析したところ、本件発明と同一の作用効果を発揮していることが確認された。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。なお、各設問はそれぞれ独立したものであり、相互に関係はないものとする。

【設問 1】

X 2 社は、X 1 社に対し、いかなる請求をすることが考えられるか。その請求が認められるかについても、考えられる X 1 社の反論を踏まえて論じなさい。ただし、無効審判請求について論じる必要はない。

【設問 2】

X 1 社は、本件特許権に基づき、Y 社に対し、Y 製品について製造販売の停止及び廃棄の請

求並びに損害賠償請求を行った。これらの請求は認められるか、考えられるY社の反論を踏まえて論じなさい。ただし、損害額について論じる必要はない。

〔第2問〕（配点：50）

小説家Xの最新小説Pは、主人公の高校教師Aが孤独な人生の旅を続けるという短編であるが、壮年世代の寂寥感にマッチしたのか、出版後、当該世代から密かな注目を浴びた。なお、Pには、Aの外見に関して、長髪に丸眼鏡をかけた長身男性で、いつも袴を履いている旨の記述がある。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

Y1は、高校の英語教師を定年退職後、毎週日曜の昼下がりに公民館の一室を借りて、元同僚数名とともに「Sunday寺子屋」と称する教室を開き、在留外国人に日本語を教えている。この教室では登録すれば誰でも会員としてレッスンを受講でき、毎回5～10人の外国人が参加している。Y1らは、このレッスンで、文法を教えるために様々な日本語小説を選び、①当該小説から数行を英訳した上で、日本語原文と当該英訳の両方をスクリーンに投影するとともに、②当該小説からそのまま抜き出した数段落を素材とした文法クイズを作成し、これをレッスンの最後に行う到達度確認テストとして全員に配布している。なお、この教室でY1らはレッスン料を取っていないものの、公民館の部屋代として参加者から毎回一人200円を徴収している。

この教室でY1が近くPを取り上げる予定であることを聞き知ったXは、著作権に基づき、Y1がPについて上記①②の行為をすることをやめさせたいと考えている。

Xは、Y1に対してどのような主張をすべきか。これに対するY1の反論として、どのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

〔設問2〕

Pの魅力に目を付けたテレビ局B社は、Xの許諾を得て、Pをドラマ化したQを制作し、これを放送した。もっとも、Pは、Aが一人バーで酒を飲むという物悲しいシーンで終わっており、これではテレビ離れが進む若者の心をつかめないと判断されたため、Qのラストシーンは、Pには登場しない女性がAを見つめる表情を大写しにした映像で幕を閉じている。それが功を奏したのか、Qは大きな話題になり、Pも全世代に売れるようになった。

この放送を見たY2社は、B社の許諾を得て、③Qの当該ラストシーンをスクリーンショットした画像をTシャツに印刷して販売するとともに、④Qの中で俳優が演じているAの外見（長髪に丸眼鏡をかけた長身男性で、いつも袴を履いている）をイラスト化したものに「A」の名称を付した画像RをスマートフォンでダウンロードできるSNS（ソーシャルネットワークサービス）スタンプ画像としてオンライン販売している。これを見たXは驚き、著作権に基づき、Y2社が上記③④の行為をすることをやめさせたいと考えている。

Xは、Y2社に対してどのような主張をすべきか。これに対するY2社の反論として、どのような主張が考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

論文式試験問題集〔労 働 法〕

【労働法】

〔第1問〕（配点：50）

次の事例を読んで、後記の設問に答えなさい。

【事例】

Y社は、電子部品製造を業とする従業員300人の株式会社である。X1、X2及びX3は、いずれも大学で電子工学を専攻して卒業後にY社の技術系社員となった者である。それぞれの入社時期は、X1が令和2年4月、X2が平成31年4月、X3が平成27年4月である。

Y社は、主要な取引先である自動車製造業のA社、家電製品製造業のB社及び通信機器製造業のC社との取引による売上額が全体の80%以上を占め、これら3社（以下「取引先3社」又は「出向先3社」ということがある。）との間の取引関係を継続していくことがY社にとって極めて重要であるため、関係強化と、技術協力を通じた従業員の技術力の向上を目的として、取引先3社に対し、従業員を各1名出向させてきた。Y社では、後掲の就業規則及びそれに付随する出向規程において、Y社が従業員を出向させるための規定を定めている。Y社の出向規程は、出向先3社の各々との間で締結している出向に関する合意内容を踏まえ、それらに基づき策定されたものである。

Y社は、出向先3社と協議を行い、出向させる従業員の担当業務を決め、各社の希望に沿う従業員を選考し、出向させてきた。現在出向中の従業員が、3年間の出向期間満了により令和8年3月末にY社に復職するため、Y社は、出向先3社の各々と次期出向者の担当業務について、同年1月から協議を行った。その結果、A社は製品の部品調達・管理担当を、B社は製品の電子部品設計担当を、C社はシステム開発担当を希望した。Y社は、同年3月9日、出向先3社の希望に基づき出向対象者の選考を行い、出向期間を3年として、まだ出向経験のない技術系社員30名の中から、X1をA社に、X2をB社に、そしてX3をC社へ出向させることを決定した。この決定に基づき、Y社は、同月10日、X1、X2及びX3に対し、各出向先への出向命令を発令した。X1、X2及びX3は、各出向命令に従い、着任日の同年4月1日から各出向先で勤務を始めた。

X1は、Y社の技術部門の専門職となるために求められる電気電子部門技術士（注）の資格の取得を目指しており、同資格試験の第二次試験の受験に必要な実務経験にはならないA社への出向は不本意であった。そのため、X1は、勤務中に上司に対し反抗的な態度をとることがあった。A社は、X1のこのような勤務態度を注意したが、X1がかえってこれに反発するようになったため、A社への出向から2か月が経過した令和8年6月1日、Y社に対し、出向者をX1から他の従業員に代えるよう要請した。

Y社は、A社との関係を悪化させないように、A社からの出向者の交代要請に早急に応じなければならないと考えたが、新たに出向者の選考を行う時間的余裕がないことから、X1に代えてA社に出向させる者は、現在出向中の者の中で一番経験年数のあるX3が適任と判断し、同人をX1に代えてA社に出向させ、これに併せてC社にX1を出向させることを決定した。同決定に基づき、Y社は、令和8年6月8日、A社に対し、X1の代わりにX3をA社に出向させることを

説明し、A社から了承を得た。翌日、Y社は、C社に対し、出向者がX 1に交代となることについて事情を説明し、X 1にC社で勤務に精励するよう指導することを約した上で、C社から了承を得た。

Y社は、令和8年6月10日午前、X 3に対し、上記の事情からA社に出向中のX 1を交代させ、その代わりにX 3をA社に出向させること及びA社での業務内容について説明した。X 3は、もともと技術系の管理職に就くことを希望していたが、そのためには、既に取得している電気電子部門技術士の資格に加えて総合技術監理部門技術士の資格を取得することが必要であった。X 3は、C社への出向は、同部門の資格試験の第二次試験の受験に必要な実務経験となるが、A社への出向はこれに該当せず、A社への出向期間の分だけ同部門の技術士の資格取得が遅れることになってしまうため、A社への出向には応じられないと回答した。

令和8年6月10日午後、Y社は、X 1に対し、A社からの出向者の交代要請に応じるため、X 1をC社に出向させる旨を説明した。これに対し、X 1は、共働きで保育所に通う子供を2人抱えていること、新たな出向先となるC社は自宅から通勤困難な所にあり単身赴任となること、そうすると配偶者には仕事の継続が困難になるほどの過大な負担がかかることから、C社への出向ではなくY社に復職させてほしいとY社に申し入れた。Y社は、このX 1の申し入れに対し、単身赴任となる出向者に対しては、出向手当1と出向手当2を設け単身赴任の負担軽減を図っていると説明し、X 1の申し入れには応じられないと回答した。しかし、X 1は、Y社の説得に応じることなく、C社への出向を拒否し、Y社への復職を求め続けた。

Y社は、翌令和8年6月11日、A社及びC社との関係悪化を恐れ、X 1に対しC社への出向命令を、X 3に対しA社への出向命令を、それぞれ同月18日を着任日として発令した。着任日までの1週間は、X 1及びX 3については、Y社に復職させて人事部付きとした。

(注) 技術士は、技術士法に基づく国家資格で、同法第32条第1項の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者である。電気電子部門及び総合技術監理部門を含む計21の部門について、技術士の資格が設けられている。

〔設 問〕

- 1 X 3は、A社への出向命令に従わなければならないか。検討すべき法律上の論点を挙げて、あなたの意見を述べなさい。
- 2 Y社は、着任日までの1週間の間、X 1に対し、C社への出向に応じるよう説得を繰り返したが、X 1は、これを拒否し続け、着任日にC社に出社せず、その後も出社しなかった。
そこで、Y社は、X 1がC社への出向命令に従わないことが就業規則所定の解雇事由に該当するとして、30日分の解雇予告手当の支払をした上で、X 1を解雇した。Y社によるX 1の解雇は有効か。検討すべき法律上の論点を挙げて、あなたの意見を述べなさい。

【Y社就業規則（抜粋）】

（出向）

第13条 会社は、従業員に対し、業務の必要により出向させることがある。この場合、従業員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

- ② 出向に関する詳細については、別に定める出向規程による。
- ③ 出向を命じられた従業員は、指定された日に、出向先に着任しなければならない。
- ④ 会社は、業務上の必要等があるときは、出向期間の途中においても出向者を復職させることがある。

（解雇）

第55条 会社は、従業員が次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

（1）～（5） （略）

（6） 正当な理由なく業務上の指示・命令に従わなかったとき。

（7） （略）

（8） その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。

【Y社出向規程（抜粋）】

第1条 出向とは、出向先（A社、B社、C社）に従業員として勤務することをいう。

第2条 出向する従業員は休職とする。

第3条 出向期間は原則として3年以内とする。ただし、業務上の必要によりこの期間を延長することができる。

第4条 出向者の就業時間、休日、休暇等の就業に関する事項については、出向先の規定による。

第5条 当社における考課、昇格、昇給及び賞与等の査定については、出向先における勤務成績を勘案の上、当社規定により社内勤務者と同一基準により行う。

第6条 自宅からの通勤が困難で家庭の事情により単身赴任となる出向者には、出向手当1として、自宅から出向先の勤務地までの距離に応じた金額の手当を支給する。

第7条 前条の規定に該当する出向者に対しては、出向手当2として、社内勤務者に支給される住居手当とは別に勤務地に応じた金額の手当を支給する。

第8条 出向者の給与及び賞与は、出向先の定めるところによる。ただし、出向先の支給額が当社規定による支給額に満たないときは、当社の規定による支給額との差額を支給する。

第9条～第10条 （略）

第11条 退職手当は、出向期間を通算し、当社の規定により支給する。

第12条～第14条 （略）

第15条 出向者が復職する場合は、その能力、経験等を勘案して配属先を決定する。

【第2問】（配点：50）

次の事例を読んで、後記の設問に答えなさい。なお、事例に関連する諸規程の抜粋を【資料】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

【事 例】

Y社は、食品製造を業とする株式会社であり、東京本社のほか東京郊外に工場一か所を有している。Y社の従業員数は本社及び工場を併せて約300人である。Y社にはY社の従業員Xらで作るZ組合という労働組合がある。Z組合の組合員には事務職員及び工員のいずれの従業員もあり、本社及び工場にそれぞれ分会を置いている。組合員数は約180名であり、XはZ組合の執行委員長である。Y社にはZ組合以外に労働組合はない。

Z組合は、Y社との間で、毎年の賞与の支給基準について団体交渉を行い、同交渉の妥結後に協定書を作成し、調印した後にY社が賞与を支給することが慣例になっていた。令和8年3月4日、Z組合は、Y社に対し、「令和8年度夏季賞与に関する要求」と題する書面をもって、令和8年度夏季賞与として、基礎額（同年5月31日現在の基本月給をいう。以下同じ。）×4.2か月＋10万円の支給を要求した。これに対しY社は、現在の製造量と売上高ではこれが精一杯であるとして、同年3月19日、「会社回答」と題する書面（以下「本件会社回答」という。）をもって、令和8年度夏季賞与を基礎額×3.5か月とする旨回答した。

ところで、当時、Z組合とY社は労働時間制度をめぐる対立状態にあった。Y社は、工場稼働率の向上と人手不足への対応のため、工場に勤務する工員についてシフトを組み、該当日に2時間の残業を行う計画的残業制度を提案し、他方、時間外労働の削減を運動方針とするZ組合は、本社の事務職員を中心に長時間労働が常態化している状況を改善すべきとして、全従業員に対し12時間以上の勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間を確保する仕組み）を導入すべきと要求していた（以下「本件労働時間問題」という。）。Y社とZ組合はともにそれぞれの要望を譲らず団体交渉のたびに激しく意見を交わしていた。このような事情があったため、Y社は、本件会社回答において、「昨今の雇用情勢に鑑み計画的残業制度の導入は必須である。制度導入についてご了解をいただくまで、令和8年度夏季賞与に関する交渉は行わない。」旨付記した。

Z組合とY社はその後も本件労働時間問題について交渉を重ねていたが、双方の主張は平行線をたどり展望の見えない状況となっていた。また、Y社は本件労働時間問題の解決が先であるとして、令和8年度夏季賞与に関する交渉に応じない姿勢を崩さなかった。

そこで、XらZ組合執行部は、組合員のために夏季賞与の支給を確実にすべきと判断するに至り、所定の議決手続を経て、令和8年6月10日、Y社に対し、「妥結通告について」と題する書面をもって令和8年度夏季賞与については本件会社回答のとおり承諾する旨の意思を伝えた。当該書面にはZ組合の公印と執行委員長としてのXの署名が付されていた。

賞与支給日である令和8年6月30日、Y社はZ組合員らに賞与を支給しなかった。他方、Y社は非組合員である従業員に対して、夏季賞与額を基礎額×3.5か月で算定することに承諾する旨の同意書を個別に取り付けた上、賞与を支給した。

一方、Z組合は、組合側の有利に本件労働時間問題を解決していくためには社内の機運を高めていくことが重要であるが、Y社から使用を許可されている掲示板に組合の見解を提示するだけでは十分ではないと考え、勤務間インターバル制度の重要性を説き、計画的残業制度の導入を求めるY社を非難する『臨時組合ニュース』（以下「組合ニュース」という。）を作成し、本社及び工場の従業員休憩室に設置されている個人用レターケース（以下「レターケース」という。）を利用して従業員全員に配布することにした。レターケースは、深さ約2センチ強の透明なプラスチック製の浅型タイプの引き出しが重なった多段式のものであり、引き出しの一つ一つに従業員の個人名が表示されている。レターケースについて、Y社は個人宛の指導文書等業務上必要な資料を従業員に配布するために使用しているが、以前からZ組合が組合員への連絡文書の配布などに利用することは黙認していた。

令和8年6月15日、Z組合員らは昼食休憩の時間を利用し手分けして、A4サイズのコピー用紙1枚表裏に印刷された組合ニュースを全従業員のレターケースに投函した。ところが、その日の午後、本社に勤務する総務係長Aがレターケースに業務用の資料を投函しようとした際、いくつかのレターケースで書類が満杯になっており、当該資料を入れるスペースがないという事態が生じた。Aはそれらのレターケースを点検し、組合員か否かに関わらず組合ニュースが投函されていること及びそれらが会社の明示の許可なく投函されたものであることを確認した。Aは直ちに取締役Bに報告した上で、Bの指示に従い、全てのレターケースを点検し、見つけた組合ニュースを全て回収した。また、Bは工場の管理責任者にも同様に指示して、工場のレターケースを点検させ、発見された組合ニュースを全て回収させた。なお、既に組合ニュースを入手した従業員もいたようで、空のレターケースもあった。

翌令和8年6月16日、BはXを役員室に呼び出し、会社の許可なくレターケースを使用してはならないこと及び会社は今般のレターケース無許可使用の件を重く見てZ組合に使用を許可している掲示板を1か月間使用停止とすることに決定したことを伝え、同掲示板に貼付されている掲示物を直ちに全て撤去するよう求めた。そして、再度同じことが行われた場合、今回と同様に配布物を全て回収した上で、執行委員長であるXに対し懲戒処分を行うこと及び掲示板の使用の許可を取り消すつもりであることを伝えた。

〔設 問〕

- 1 Xらが令和8年度夏季賞与の支払を求めて裁判所に提訴した場合、請求は認められるか、あなたの見解を述べなさい。
- 2 Z組合は、本件会社回答及びそれ以降のY社の対応について、労働委員会に不当労働行為の救済申立てをすることを検討している。Z組合は、どのような主張をしてどのような救済を求めるべきか。また、労働委員会は、どのような命令を発することになると考えられるか、あなたの見解を述べなさい。なお、Z組合は、労働組合法第5条第1項が定める救済申立ての要件を満たしているものとする。

【資 料】

○ Y社就業規則

第20条 従業員は、会社の施設、車両、機械、備品等を大切にし、みだりに使用したり、許可なく私用に用いてはならない。

第22条 従業員は、会社が許可した場合を除き、会社施設内において演説、集会、貼紙、掲示及びビラの配布その他これに類する行為をしてはならない。

② 前項の規定に違反した場合、会社は掲示物その他を撤去することができる。

第50条 会社は、原則として、毎年12月1日（冬季）及び6月30日（夏季）に賞与を支給する。

② 前項の賞与の額は、会社の業績並びに本人の勤務成績及び勤怠状況を勘案して決定し、原則として支給日に在籍し、算定対象期間（4月1日から9月30日まで（冬季）及び10月1日から翌年3月31日まで（夏季））に勤務した者について支払う。

③ 前項の規定にかかわらず、会社は、業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、賞与の支給時期を延期し、又は賞与を支給しないことがある。

第70条 会社は、社員が次の各号のいずれかに該当するときは、次条の規程により懲戒処分を行う。

（1）～（3） （略）

（4） 業務上の指揮命令に違反したとき。

（5） （略）

（6） 本規則その他会社の定める規則に違反し、又はこれらの規則に定める手続若しくは届出を怠り、若しくは偽ったとき。

（7）～（9） （略）

（10） その他、前各号に準ずる不適切な行為をしたとき。

第71条 懲戒は、その情状により、次の区分により行う。

（1） けん責

（2） 出勤停止

（3） 降職

（4） 諭旨退職

（5） 懲戒解雇

○ 基本労働協約（Y社とZ組合の間で締結されたもの）

第30条 会社は就業規則の定めるところに従い、賞与を支給する。

② 会社は、賞与の支給基準その他の条件について組合と協議し決定する。

第40条 組合は、所定の掲示板において、組合活動に必要な宣伝、報道及び告知を行うことができる。

② 組合は、所定の掲示板以外の場所において、貼紙及び掲示をしてはならない。

第41条 会社は、組合が前条第2項の規定に違反した場合又はそれに準ずる行為をした場合は、掲示板の使用の許可を取り消すことができる。

論文式試験問題集 [環 境 法]

〔環 境 法〕

〔第1問〕（配点：50）

A社は、B県C市の区域内において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場（以下「本件処分場」という。）を設置し、一般廃棄物処分業及び産業廃棄物処分業を営んできた。B県外の自治体であるD市は、数年来、D市の区域内で生じた一般廃棄物について、A社に委託して、本件処分場において処分していた。また、E社をはじめとする複数の事業者（以下「E社等」という。）が、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物の処分をA社に委託してきた。D市及びE社等がA社に支払った処分料金は一般的な処分料金の半値以下であった。この場合において、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

B県及びC市は、本件処分場に、許可された埋立容量を超える大量の廃棄物が搬入されているとの通報を受けた。B県知事及びC市長は、廃掃法に基づき、本件処分場の状況を知るためにどのような対応を採ることができるか説明しなさい。

〔設問2〕

B県知事及びC市長が〔設問1〕の対応を採ったところ、本件処分場に許可された埋立容量を超える大量の廃棄物が搬入されていることが分かった。また、本件処分場周辺の河川（以下「本件河川」という。）において、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の対象物質が、基準値を超えて検出された。B県及びC市が調査を行った結果、本件処分場からの浸出水が本件河川に流入していることが原因であり、さらに、本件処分場の周辺の地下水からも当該物質が基準値を超えて検出された。本件処分場の周辺住民は、本件河川水及び地下水を生活用水や農業用水として利用している。

B県知事及びC市長は、A社に対し、廃掃法に基づき、どのような対応を採るべきか、複数の選択肢を挙げて論じなさい。

〔設問3〕

B県知事及びC市長がA社に対して〔設問2〕の対応を採る前に、A社が破産手続開始決定を受けた。その後、本件処分場からの浸出水の本件河川への流入量が増加したことを受けて、B県知事及びC市長は、緊急に本件河川の汚染防止措置を講じる必要があると認め、廃掃法に基づき、自ら汚染防止措置を講じた。

- (1) B県知事は、廃掃法に基づき、自らが講じた汚染防止措置に要した費用をE社等に負担させることができるか論じなさい。
- (2) C市は、自らが講じた汚染防止措置に要した費用の一部として、D市がA社に本件処分場での処分を委託した一般廃棄物の量に応じた額を支払うよう、D市に対して事務管理に基づく費用償還請求を行った。しかし、D市は、D市の区域外にある本件処分場において、汚染防止措置を講ずる法的義務をD市が負うことを具体的に定める法令の規定はない旨主張した。

これに対して、C市はどのような反論をすることが考えられるか、【資料】も参照しつつ、論じなさい。

〔設問4〕

A社による廃棄物不適正処分をめぐる一連の問題を受け、C市は、廃棄物問題への取組として、C市の区域内の家庭ごみ（いわゆる家庭系一般廃棄物）を排出する者は、C市の指定する有料のごみ袋を使用しなければならないことを条例で定めた。家庭系一般廃棄物の処理を有料化することの背景にある考え方と効果について、いわゆる事業系一般廃棄物の場合と比較しつつ、論じなさい。

【資 料】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（抜粋）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）

第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一～八 （略）

九 第7号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（中略）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。

イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。

(1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）

(2) 受託者（中略）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(3)、(4) （略）

ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抜粋）

（一般廃棄物の処分又は再生の状況の確認）

第1条の8 令第4条第9号ロの規定による確認は、一年に一回以上、実地に行うものとする。

〔第2問〕（配点：50）

次の【設例】を読んで、設問に答えなさい。

【設 例】

国立公園Aは、標高約1500メートルの火山の中腹にある原生林とその中心にある湿原及び山麓に広がる草原Bの風景の雄大さが評価されて、昭和初期に国立公園に指定され、多くの観光客が訪れている。この原生林と湿原のエリア（以下「原生林エリア」という。）は、自然公園法に基づいて、国立公園の第一種特別地域に指定されており、希少な動植物種も生息している。年間を通じて、多くの観光客が原生林エリアを巡るトレッキングを楽しんでいたが、木の根や下草の踏み付けなど自然環境に看過できないダメージが生じていたので、環境大臣は、原生林エリアの一部を利用調整地区（同法第23条）に指定した。

草原Bは、数百年にわたり牛や馬の放牧地として利用されており、のどかで雄大な風景を形成し、自然公園法に基づいて、国立公園の第三種特別地域に指定されている。草原Bは、牧野組合C（農地所有適格法人である農事組合法人）が所有し、毎年、春先に火入れ（野焼き）をして維持・管理されてきた。しかし、近年、牧畜業の不振と組合員である牧畜農家の高齢化とがあいまって、年々、火入れ面積が減少し、多年草や低木の侵入を招き、牧草地の面積も縮小してきていた。草原Bの草原風景を回復することは、環境大臣が定めた国立公園Aの生態系維持回復事業計画（同法第38条）にも記載されている。

原生林エリアと草原Bとの間には、以前は薪炭林として利用されていた手入れの行き届いた雑木林Dが存在し、自然公園法に基づいて、国立公園の第二種特別地域に指定されている。

〔設問1〕

自然公園法上の自然公園は、都市公園法上の都市公園とは異なり、地域制公園（ゾーニング公園）である。このことが、自然公園を通じた自然環境の保全に対して有する利点と弱点を、憲法第29条も踏まえて説明しなさい。

〔設問2〕

長年にわたる牧畜業の営みによって、人為的に形成、維持・管理されてきた草原Bが国立公園の特別地域として保護される理由について、生物多様性条約の理念を反映した自然公園法の改正も踏まえて説明しなさい。

〔設問3〕

国立公園Aで長年にわたり環境保護活動をしてきたNPO法人Eは、風景地保護協定（自然公園法第43条）を利用して草原Bの草原風景を回復・維持したいと考えている。

- (1) 風景地保護協定制度について、利用調整地区制度と対比した上で、内容を説明しなさい。
- (2) NPO法人Eは、どのような内容の風景地保護協定を結ぶと予想されるか説明しなさい。

【設問 4】

Xは、雑木林D内に、草原Bから原生林エリアに続く道路に面する約3万平方メートルの土地を所有している。このうち約8千平方メートルについては、2年前の落雷によって発生した小規模な山火事により、樹木の全てが焼失していた。Xは、保護すべき自然が失われたと考え、樹木が焼失した土地を使って、木造平屋建て貸別荘5棟（各棟の建築面積100平方メートル）を建設して収益を上げることがを計画した。Xは、周辺の雑木林の風景と調和し、建ぺい率規制等の自然公園法第20条第4項に基づいて自然公園法施行規則によって定められた全ての許可基準に適合した建物・敷地を設計するように建築士らに依頼した。Xは、環境大臣に、建築士らが上記依頼に沿って作成した図面を添付して、自然公園法第20条第3項の許可を申請した。環境大臣は、樹木が焼失した土地も周囲と同様の雑木林として再生されるべきであると判断して、これを不許可とした。そこで、Xは、環境大臣に、準備費用と逸失利益について損失補償を請求した（同法第64条）。しかし、環境大臣は、補償すべき金額を0円とする決定をした。これに対して、Xは、国を被告として、補償すべき金額の増額を求めて訴えを提起した（同法第65条）。

- (1) 国の立場から、補償すべき金額を0円とすることが相当であることについて論じなさい。
- (2) Xの立場から、国の主張に対する反論を説明しなさい。

【資 料】

○ 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）（抜粋）

（特別地域の区分）

第9条の12 国立公園又は国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規則に関する計画を定めるに当たっては、特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域（特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
- 二 第二種特別地域（第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）
- 三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

論文式試験問題集〔国際関係法（公法系）〕

〔国際関係法（公法系）〕

〔第1問〕（配点：50）

A国内で出生したXは、出生時にはA国国民であったが、B国国民であるYと結婚した後、B国の国籍法に従ってB国の国籍を取得し、それに伴い、A国の国籍法上、A国の国籍を喪失した。Xは、国籍を変更した後、B国内に居住していたが、別荘等の財産を所有しているC国に短期間滞在することもあった。XがC国に滞在していた時に、C国の大統領が核開発を進める政策を発表し、C国内で大規模な抗議運動が発生した。核開発に反対する団体に所属していたXが、この抗議運動に参加したところ、C国政府は、実力を行使して抗議運動を鎮圧するとともに、抗議運動に参加したXの財産を没収する措置を執った。C国の法制度では、C国政府の措置によって損害が生じた場合に、被害者がC国国民であれば、救済を求めて利用できる手段がいくつかあるが、いずれの手段についても、外国人は利用できないと規定されている。

C国の当局は、この抗議運動のリーダーの一人であったA国国民のPを逮捕するために捜査を行ったが、PはD国に逃亡していることが判明した。C国の当局は、C国の刑法上の内乱の罪について訴追するためにPの引渡しをD国に請求することを決定した。

E国に派遣されているC国の外交官Qは、核開発の推進政策の発表やそれに対する抗議運動への対処により世界的な注目を集めるようになったC国の国内事情について、講演をする用意があるとE国の新聞社甲に申し出た。Qからの申出を受けて、甲はQに講演を依頼することにしたが、Qは、「この講演は個人的な利得を目的とするものである。」と言い、講演料を事前にQ個人の銀行口座に振り込ませた。ところが、講演会の当日、Qは会場に現れず、甲主催の講演会は中止になった。講演料の返金にQが応じなかったため、甲はQを被告として民事訴訟を提起した。Qは、「国際法上、私は民事裁判権からの免除を享有する。」と主張したが、E国の国内裁判所は、「Qは本件訴訟についてE国の民事裁判権からの免除を享有しない。」と判示した。C国とE国は、いずれも外交関係に関するウィーン条約の当事国である。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

C国によるXの財産の没収に関し、B国がC国に対して外交的保護を行使することができるかについて、国が外交的保護を行使するための国際法上の要件を踏まえて論じなさい。ただし、C国によるXの財産の没収は国際違法行為であるものとする。

〔設問2〕

D国は、国際法上、C国に対してPを引き渡す義務を負うかについて、C国とD国との間で犯罪人引渡条約が締結されていない場合と締結されている場合に分けて論じなさい。

〔設問3〕

甲がQを被告として提起した民事訴訟において、Qが、「国際法上、私は民事裁判権からの免除を享有する。」と主張したのに対し、E国の国内裁判所が、「Qは本件訴訟についてE国

の民事裁判権からの免除を享有しない。」と判示したのは、どのような理由に基づいていると考えられるかについて論じなさい。

〔第2問〕（配点：50）

A国では、 α 党所属の国会議員が議席の約9割を占め、約1割が β 党所属の議員である。 α 党は近年、反政府抗議デモを厳しく取り締まるなど強権的な政治を進めており、 β 党は政治活動の自由を始めとする人権保障や民主制を強く訴えている。 α 党党首のXは、A国大統領に就任して以降、A国の政治・経済・社会から β 党員を排除しようとし、 β 党員への弾圧を開始した。

β 党員であるA国国民のYは、人権保障や民主制を訴えるデモに度々参加するなど活発に活動してきたところ、地元当局から α 党への転向を繰り返し求められ、それを断るとA国官憲から意識を失うほどの暴行を何度も受けた。A国官憲による β 党員に対するこうした暴行は、A国全土で行われている。その後Yは、隣国であるB国に入国し、現在B国国内において難民申請を行おうとしている。

β 党員の一部は、A国国内で反政府組織「 β 自由戦線」を設立し、A国政府に対する武装闘争を開始した。B国は、A国政府を打倒することを目的として、 β 自由戦線を支援するために武器の供与を開始した。A国は、B国による β 自由戦線への武器の供与が国際連合憲章（以下「国連憲章」という。）に規定される武力行使禁止原則に違反すると主張したが、B国はその違法性を否定した。

A国及びB国はいずれも国際連合（以下「国連」という。）の加盟国であり、難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び難民の地位に関する議定書の当事国である。

以上の事実を基に、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

Yが難民条約の適用を受ける難民（難民の地位に関する議定書の規定により難民条約の適用を受ける難民を含む。）に該当するかについて論じなさい。なお、難民条約が難民の定義に関して設けている時間的及び地理的制約について論じる必要はない。

〔設問2〕

B国の β 自由戦線への武器供与が国連憲章に規定される武力行使禁止原則に違反するかについて論じなさい。なお、違法性阻却事由について論じる必要はない。

〔設問3〕

A国及びB国は、国際司法裁判所規程第36条第2項に基づき、国際司法裁判所（以下「ICJ」という。）の管轄権を受諾する宣言（以下「選択条項受諾宣言」という。）を行っているが、B国は、「多数国間条約の下で生ずる紛争」には選択条項受諾宣言が適用されない旨を国連事務総長に通告している。A国は、B国による β 自由戦線への武器供与に関するB国との紛争をICJに付託することを検討しているが、B国は、当該紛争は国連憲章の下で生ずる紛争に当たするためICJは管轄権を有しないと主張している。B国との紛争について、ICJが管轄権を有すると主張するために、B国の主張に対してA国はどのような反論を行うことが考えられるかについて論じなさい。

論文式試験問題集〔国際関係法（私法系）〕

〔国際関係法（私法系）〕

〔第 1 問〕（配点：50）

以下の設問への解答に当たっては、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）を「通則法」と略記して差し支えない。

〔設問 1〕

海上運送を営む A（甲国法人）が所有し、甲国を旗国とする貨物船 α は、乙国から日本に貨物を輸送する途中、日本近郊の公海において B（丙国法人。日本に営業所も財産も有していない。）が所有し、丙国を旗国とする船舶 β と衝突し、破損した（以下「本件事故」という。）。その後、 α は、目的地であった日本に寄港し、そこで修理を受けるとともに、貨物を降ろした。他方、 β も α と衝突したことで破損したため、日本に一旦立ち寄り、応急処置・検査を受けた後、丙国に向けて出港した。

A は、B に対し、日本の裁判所において、不法行為に基づく損害賠償請求を行うとともに、B が損害保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結していた保険会社 C（丙国法人）に対し B C 間の本件保険契約に基づく保険金を自らに直接支払うよう請求する訴えを提起した。B C 間の本件保険契約には、準拠法を丁国法とする旨の条項が含まれていたが、第三者に直接請求を認める旨の条項は置かれていなかった。

以上の事実を前提として、以下の小問に答えなさい。なお、本設問において、「船舶衝突二付テノ規定ノ統一ニ関スル条約」を考慮する必要はない。

〔小問 1〕

- (1) A の B に対する訴えについて、日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められるかどうかを論じなさい。
- (2) 日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められるものとして、A の B に対する損害賠償請求について判断するに当たり、適用すべき準拠法はいずれの国の法かを論じなさい。なお、A と B との間で準拠法に関する事後的な選択の合意はなかったものとする。

〔小問 2〕

A の C に対する保険金の直接支払請求について、A は、丁国法が準拠法であるとして、当該請求が認められると主張し、C は、A の B に対する損害賠償請求の準拠法と同一の法が準拠法であるとして、A の請求が認められないと主張している。それぞれの主張の根拠を挙げた上で、日本の裁判所が適用すべき準拠法はいずれの国の法かを論じなさい。なお、A の C に対する当該請求については、日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められるものとする。また、丁国法では被害者から保険会社に対する直接支払請求が認められているが、甲国法、乙国法、丙国法及び日本法では直接支払請求が認められていないものとする。

〔設問 2〕

本件事故により、貨物船 α の船内に海水が流入したため、 α が輸送していた貨物の一部が毀損した。A と運送契約を締結した売主 D（乙国法人）から商品を購入し、A が D に交付した船荷証券を入手することにより、日本で A から商品の引渡しを受けた買主 E（日本法人）は、自らが購入した商品が毀損し損害が生じたと主張して、A に対し、日本の裁判所において、債務不履行に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。当該船荷証券の裏面約款には、紛争解決条項として、「本船荷証券の下での請求又は紛争は、運送人の選択に従い、運送人の主たる事業所が所在する国又は発送地若しくは引渡地が所在する国の裁判所によって判断されるものとする。」という管轄合意条項が含まれている。

A は、第 1 回口頭弁論期日において、当該管轄合意条項に基づき、裁判所として甲国の裁判所を選択する旨を宣言し、日本の裁判所には国際裁判管轄権がないと主張して、当該訴えの却下を求めた。この A の主張は認められるかを論じなさい。なお、A と D との間で締結された国際的管轄合意の効力は E に対しても及ぶものとする。

〔設問 3〕

船舶 β は、丙国に到着した後、そこで更に修理を受けた。B に β の修理に係る保険金を支払ったことにより、B の A に対する損害賠償請求権を代位取得した C は、A に対し、丙国裁判所において損害賠償を求める訴えを提起した。当該訴えに係る訴状の送達は領事送達により適式に行われたが、A は手続に参加せず、何ら主張をしなかった。そのため、丙国裁判所は、C の主張を全面的に認める判決（以下「本件判決」といい、本件判決に係る判決書を「本件判決書」という。）を言い渡した。丙国法において、欠席当事者に裁判上の文書が送達されないことは、手続法上許容されており、手続に参加しなかった敗訴した被告に判決書を送る必要はなかった上、欠席判決が下される可能性については、当該裁判所による呼出状に添付された説明書に記載されていた。それでも、本件について、C の代理人は、本件判決書の写しを普通郵便で A に対し発送した。ところが、当該郵便は誤った住所に送付されたため、A には届かなかった。その後、A が法定期間内に控訴をしなかったため、そのまま本件判決は確定した。なお、丙国裁判所の判決書は丙国裁判所によりインターネットでも公表されており、A は本件判決書の写しを閲覧することが可能であった。

C は、A に対し、A の財産がある日本の裁判所において本件判決についての執行判決を求める訴えを提起した。A は、本件判決書の写しが A には到達しなかったため、本件判決は、民事訴訟法第 118 条第 3 号にいう手続的公序の要件を満たさないと主張している。このような主張は認められるかを論じなさい。

なお、本設問の解答においては、〔設問 1〕における A の B に対する日本での訴訟について考慮する必要はないものとする。

〔第2問〕（配点：50）

以下の設問への解答に当たっては、法の適用に関する通則法（平成18年法律第78号）を「通則法」と略記して差し支えない。

A男（甲国籍）とB女（甲国と日本の重国籍）は、いずれも生まれてから継続して甲国に常居所を有していたところ、甲国において知り合い、甲国法に基づき婚姻した。AとBは次第に不仲となり、婚姻挙行から3年が経過した時点でその婚姻関係は実質的に破綻したものとなった。

以上の事実を前提として以下の設問に答えなさい。なお、各設問は独立した問いであり、全ての設問において、反致及び国際裁判管轄権については検討を要しない。

〔設問1〕

甲国法には以下の規定があるものとする。

第P条

- (1) 事実上の別居とは、夫婦が2年間継続して別居していることをいう。
- (2) 合意による別居とは、婚姻挙行から2年が経過した後、夫婦が合意の上で裁判所に申し立て、判決で認められることをいう。

第Q条

- (1) 夫婦の一方は、第P条(1)の場合には、直接裁判所に対して離婚を申し立てることができる。
- (2) 夫婦は、第P条(2)の判決が確定してから6か月が経過した場合、合意による離婚をすることができる。この場合において、夫又は妻は、その所在地の身分登録役場に離婚する旨を届け出なければならない。

A及びBは、甲国法に基づき、甲国裁判所に対して合意による別居を申し立て、その申立ては判決で認められ、確定した（この判決は日本において効力を有するものとする。）。当該別居判決が確定してから8か月後、Bは仕事の関係で日本へ転居することとなり、それを契機としてA及びBの間で離婚の意思を確認したところ、いずれも離婚することに合意した。Bは転居後の住まいを探す目的で日本に数日間滞在中に、日本において日本法に基づき協議離婚の届出を提出した。この場合に、A及びBの離婚届は受理されるかを論じなさい。

〔設問2〕

A及びBは、甲国裁判所の判決により離婚した（この判決は日本において効力を有するものとする。）。Bは、離婚前から、日本にも生活の拠点を置くようになり、C男（日本国籍、日本に常居所を有する。）と交際するようになっていたところ、離婚から150日後に日本においてCとの間の子であるDを出産した。Bは、その後、主に日本において、Cと協力しながらDの養育を行っている（BとCは婚姻をしていない。）。Aも、Bとの離婚後、日本に転居をしていたことから、Dの出生は出生直後に知っていたものの、何らの対応をしなかった。BもCも、DがBとCとの間の子であることは認識していたところ、Bは知人からこのままだとD

がAの嫡出子となるのではないかと忠告された。甲国法に以下の規定があるとして、以下の小問に答えなさい。

第R条：婚姻中に出生した子は母の夫の嫡出子と推定され、婚姻解消後300日以内に出生した子は当該婚姻にかかる母と夫の嫡出子と推定される。

第S条：嫡出否認の訴えは、母又は第R条の規定により嫡出子の父と推定される者が提起するものとし、その訴えは子の出生の翌日から90日以内に提起しなければならない。

〔小問1〕

DはAとBの嫡出子と推定されるかを論じなさい。

〔小問2〕

DがAとBの嫡出子と推定されたとする。Bは、子の出生から6か月経過した時点で、Aを相手方として日本の家庭裁判所に嫡出否認の調停を申し立てたが、当該調停が不成立に終わったため、同裁判所に嫡出否認の訴えを提起した。このBの訴えは適法かを論じなさい。

〔設問3〕

AとBには婚姻から6か月後に子E（甲国と日本国の重国籍）が生まれていた。AとBは、甲国裁判所の判決により離婚をし（この判決は日本において効力を有するものとする。）、EについてはAが単独親権者として養育するものとされた。なお、離婚後、Bは甲国籍を選択して重国籍状態を解消し、その後AとEは甲国に常居所を、Bは日本に常居所を有することとなった。Eが16歳となった頃、Aは病気にかかり仕事を辞めざるを得なくなったため、BにEの扶養料を支払ってほしいと考えるに至った。甲国法の内容が以下のとおりであるとして、Aが日本の家庭裁判所に審判を申し立て、Bに対してEの扶養料を請求した場合に、この請求は認められるかを論じなさい。

第T条：親は未成年の子の扶養義務を負う。

第U条：年齢16歳をもって成年とする。